

シリーズ「人権を考えよう」
第2回「差別の芽（その2）」

今回は、なぜ差別の芽が生まれるのかを探っていきます。

前回このコーナーで、交通事故で亡くなった父親と意識不明となった子ども、そして病院に搬送されたその子を見て「私の子どもだ！」と叫んだ世界的権威の外科医の関係は？という問題を出しました。

この問題の答えは、世界的権威の外科医が母親であることに気づけば、すぐにわかると思います。なかなか答えが出なかったという人は、「権威のあるもの＝男性」という固定観念をもっていたからではないでしょうか。こういった「立場が強いもの＝男性」という固定観念は、永く続く男性中心の社会に身を置いて

きた私たちのなかに、知らず知らずのうちに芽生えるのです。

固定観念に、好きとか嫌いとかいった感情や、優劣の価値観などが加わると、偏見が生まれやすくなります。ある特定のグループに属しているというだけで、嫌う（好きになる）、見下す（崇める）といった態度をとることがこれにあたります。

さらに、そのような態度が「悪口を言う」、「避ける」、「暴力をふるう」などの行動となって表れたとき、それを差別といえます。

差別をなくすためには、固定観念にとらわれることなく、その人自身の人となりをしっかり見つけることが大切です。

〇〇〇は「差別をなくす運動月間」です

あらゆる差別やいじめ等をなくし、一人ひとりの人権を尊重することは、日常から心がけていなければなりません。大分県は、8月を「差別をなくす運動月間」と定め、県民講座や身元調査追放キャンペーンをはじめ、さまざまな取り組みを行っています。

この機会に、みんなで人権について考えましょう。

《問い合わせ》 社会福祉課人権係 (☎33974)

市営小崎台墓地の
利用者を募集します

〇墓地の所在地

佐伯市小崎台墓地（弥生大字大坂本125番地108）

〇募集期間

8月1日（月）～25日（木）

※土日を除く。

〇申込資格

次のいずれにも当てはまる人。

- ・利用申請日の3ヵ月前から引き続き市内に住所のある人
- ・利用許可を受けた日から1年以内に、お墓を建て納骨できる人

※申し込みは1世帯につき1区画とします。

〇申込方法

・本庁生活環境課または弥生振興局生活環境係にある申込用紙に、必要事項を記入し、

必要書類を添えて申し込んでください。

※希望する区画が重複した場合は、8月末の公開抽選により決定します。

〇必要書類

世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの）
《受付窓口・問い合わせ》

本庁市民生活部生活環境課（☎33995）または弥生振興局生活環境係（☎33111）

あなたは守れますか？
大切な人の命を

普通救命講習会を開催します

現在、救急車が現場に到着するまで、平均7分近くかかっています。この7分の間に、現場に居合わせた人が、適切な救命手当てを行うことができれば、より多くの命を助けられることができます。

佐伯市消防署は、9月5日（月）～11日（日）の「救急医療週間」に合わせ、応急手当の講習会を実施します。

誰が、いつ、どこで、急病人やけが人に遭遇するかわかりません。大切な人の命を守るためにも、応急手当を身につけましょう。

〇とき：9月9日（金）～11日（日）の3日間（時間は9時～12時）

〇ところ：佐伯市消防署2階会議室（蟹田7-12）

〇講習内容：心肺蘇生法ほか

〇定員：30人程度

〇受講料：無料

〇申込方法：事前に電話で申し込んでください

《申し込み・問い合わせ》
佐伯市消防署（☎33301）

墓地の募集区画等

区画形式	区画寸法(m)	使用料	募集数
1 型	1.5×2.0	23万円	14
2 型	1.8×2.4	32万3,000円	23
3 型	2.0×2.4	35万8,000円	7